

<対策のポイント>

国際競争力の強化に向け、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」をテーマに基づき現場に導入・実証し、拡大する海外の食料市場への対応や国内の食料生産基盤の強靱化等に資するスマート農業技術の開発・実証を行います。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践〔2025年まで〕

<事業の内容>

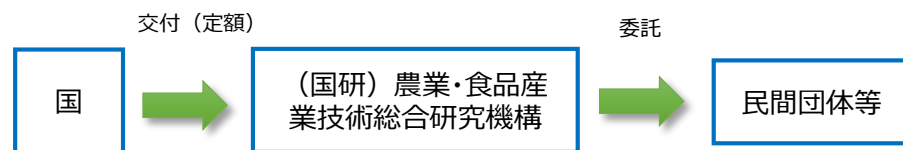
先端技術を活用して持続可能な生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービスなどのテーマに基づいた実証、国内外のニーズに応え、持続可能で国際競争力の高い生産基盤の構築を見据えたスマート農業技術の開発・実証を実施します。

【実証テーマ】

- ① 海外ニーズに合わせた輸出重点品目等の生産・出荷体制の構築
- ② シェアリング等の新たな農業支援サービスの活用
- ③ 需要変化対応や、生産・消費の連携等のスマート商流の実現
- ④ 「新しい生活様式」に対応したリモート化・超省力化
- ⑤ 強靱で持続可能な地域農業の構築

併せて、スマート農業と連携しつつ、海外ニーズに対応した栽培技術・品種開発等を実施します。

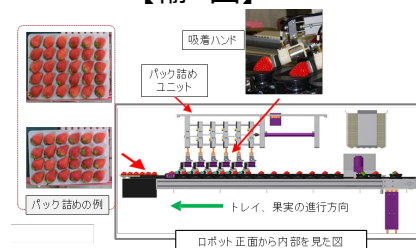
<事業の流れ>



<事業イメージ>

テーマに基づいたスマート農業技術の実証イメージ

【輸 出】



長距離輸送に対応した生産・出荷技術

【スマート商流】



店舗からの情報を先取りし、
予測モデルによる生産・流通の最適化

【新たな農業支援サービス】



シェアリング等により、保有機の
稼働率を向上しつつコスト低減

【リモート化】



収穫後の運搬・出荷時の自動積載

「スマート農業」の社会実装を加速化

スマート農業実証プロジェクト 採択数一覧

R1年度採択 69地区
R2年度採択 55地区
R2年度採択（緊急経済対策） 24地区

九州・沖縄

〔福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄〕	
水田作	6 (2、3、1)
畑作	5 (3、2、—)
露地野菜	6 (3、2、1)
施設園芸	9 (5、3、1)
果樹	2 (1、1、—)
茶	1 (1、—、—)
畜産	4 (1、2、1)
5 G	1 (0、1、0)
合計	34 (16、14、4)

中国・四国

〔鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知〕	
水田作	6 (5、1、—)
畑作	1 (1、—、—)
露地野菜	6 (2、3、1)
施設園芸	1 (—、—、1)
果樹	5 (2、2、1)
畜産	1 (—、—、1)
合計	20 (10、6、4)

近畿

〔滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山〕	
水田作	4 (3、1、—)
露地野菜	1 (—、—、1)
果樹	6 (2、2、2)
茶	1 (—、1、—)
合計	12 (5、4、3)

東海

〔岐阜、愛知、三重〕	
水田作	3 (1、2、—)
露地野菜	1 (—、—、1)
施設園芸	2 (1、1、—)
花き	1 (—、1、—)
果樹	1 (1、—、—)
合計	8 (3、4、1)

北海道

水田作	2 (2、—、—)
畑作	4 (2、1、1)
露地野菜	2 (—、2、—)
施設園芸	0 (—、—、—)
畜産	4 (1、1、2)
5 G	1 (0、1、0)
合計	13 (5、5、3)

東北

〔青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島〕	
水田作	7 (5、2、—)
畑作	1 (—、1、—)
露地野菜	4 (3、—、1)
施設園芸	1 (—、—、1)
花き	2 (1、1、—)
果樹	3 (1、1、1)
合計	18 (10、5、3)

関東甲信・静岡

〔茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡〕	
水田作	5 (4、1、—)
畑作	1 (—、1、—)
露地野菜	8 (2、2、4)
施設園芸	4 (2、2、—)
果樹	4 (2、1、1)
茶	1 (1、—、—)
畜産	2 (1、1、—)
5 G	1 (0、1、0)
合計	26 (12、9、5)

※各ブロックの品目毎の（ ）内の数字は、左から令和元年度採択地区数、令和2年度採択地区数、令和2年度（緊急経済対策）採択地区数である。
(2020年7月現在)

農産物規格・検査の見直しについて

- 農産物規格・検査については、農産物流通等の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討を行い、平成31年3月の中間論点整理を踏まえ、省令や告示の改正等を順次実施。これらの見直しにより、農産物検査の合理化や農業者負担の低減に取り組んできたところ。
- 昨年7月の規制改革実施計画（閣議決定）では、農産物検査制度を維持することとして、「農産物検査規格と商慣行の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたところ。
- 多様化する米の流通ルートや消費者ニーズに即したものとすべく、昨年9月から、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を設置・開催し
 - ① 現在の規格とは別に、「機械鑑定に適した規格を策定すること
 - ② 検査コスト低減に向け、サンプリング方法を簡素化すること
 - ③ コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することについて、2月25日の第6回検討会において決定。
- 上記以外の検討項目についても、5月までを目途に引き続き検討会で検討。

（参考）農産物規格・検査の見直しに関する政府決定等

○農業競争力強化プログラム

（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（抄）

農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

○農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。平成29年8月1日施行）（抄）

第11条（略）

2 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（平成31年3月29日）

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

- 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
- 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。
- 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。
- 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

- 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。
- 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの当否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、所管省庁とも議論しておく必要。

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について

主な検討項目

- (1) 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- (2) 検査方法等の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減
- (3) 目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更
- (4) 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- (5) 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- (6) 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- (7) 穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- (8) 輸出や高付加価値化に向けて民間主導のJAS制定の支援

検討会委員

飯塚 悦功	東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会理事長
井村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
岩井 健次	株式会社イワイ 代表取締役
◎大坪 研一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
栗原 竜也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長
白井 恒久	わらべや日洋ホールディングス株式会社取締役常務執行役員
千田 法久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
夏目 智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
藤代 尚武	正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長
三澤 正博	木徳神糧株式会社特別顧問
森 雅彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部特別商品グループマネージャー
山崎 能央	株式会社ヤマザキライス代表取締役

(敬称略、五十音順、◎は座長)

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について

スケジュール

第1回 令和2年9月4日(金)

(・関係者ヒアリング(農業者、卸売業者、登録検査員))

第2回 令和2年9月30日(水)

(・穀粒判別器等に関するヒアリング)

第3回 令和2年10月30日(金)

(・海外・他分野の規格・抽出方法に関するヒアリング)

第4回 令和2年12月9日(水)

(・有識者ヒアリング(五ツ星お米マイスター)
・各委員からの意見聴取
・検討課題の整理)

第5回 令和3年1月20日(水)

第6回 令和3年2月25日(木)

(・機械鑑定に適した規格
・効率的なサンプリング方法
・スマートフードチェーンとJASに係る検討)

第7回・第8回

(・都道府県毎の産地品種銘柄の見直し
・量目・荷造り・包装規格の簡素化
・皆掛重量についての検査、余マスの見直し)

第9回 (5月頃)

(・とりまとめ)

現在の検討状況

○ 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を開催。

農産物検査規格と商慣行の点検を行い、1年程度で結論。

○ 検討会は、昨年9月からこれまで6回開催。

議論が先行している次の事項については、第6回（2月25日）の検討会で決定。

① 現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定する

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を中心に検討を進めた上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）

② 検査コスト低減に向け、サンプリング方法を簡素化する

今後は、標準抽出方法を見直す（令和3年産米の検査から適用）とともに、検査現場で適正なサンプリングが行われるようにするためのガイドラインを関係者の意見を聴いて作成

③ コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定する

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査や国際ワークショップの開催、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す

○ 上記以外の検討項目についても、5月までを目途に引き続き検討会で検討。